

令和4年度 川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）
（生活保護受給者就労支援事業・生活困窮者就労支援事業）業務委託事業者募集要項

1 業務委託内容

就労支援事業（総合就職サポート事業）

川崎市総合就職サポート事業実施要綱（別添1。以下「要綱」といいます。）及び川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）業務委託仕様書（案）（別添2）に基づく生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労支援事業（総合就職サポート事業）の実施

2 履行期限

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 担当局室

健康福祉局 生活保護・自立支援室

4 実施場所

川崎市内

5 受託事業者契約方法

企画提案方式による特命随意契約

6 提案資格

（1）本運營業務委託の事業者募集に応募することができる事業者は、以下の要件を全て満たす者としします。

ア 当該契約年度の川崎市業務委託有資格者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録されていること

イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

エ 法人格を有する団体であること

オ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に抵触する法人ではないこと

（2）本運營業務委託の事業者募集の応募は共同企業体も応募できるものとしします。なお、共同企業体で応募を行う場合には、上記（1）を満たす団体で構成してください。

7 事業規模概算額

95,509,000円（税込）

(内訳)

63,250,000円 (生活保護受給者就労支援事業)

32,259,000円 (生活困窮者就労支援事業)

8 契約までのスケジュール

1月 7日 (金)	公募告知
1月14日 (金)	質問書の受付期限
1月21日 (金)	参加意向申出書の提出締切
1月28日 (金)	企画提案書の受付期限
2月10日 (木)	委託法人選考委員会
2月下旬～3月上旬	選定結果通知
4月 1日 (金)	契約締結

9 選考方法

- (1) 提出された書類をもとに委託法人選考委員会を行い、その選考委員会の採点の最高得点事業者を受託予定者として選定します。なお、得点数は、選考委員の合計点で決定します。
- (2) 上記において同点の場合は、経費見積額が低い事業者を受託予定者とします。
- (3) 上記においてなお決しない場合は、選考委員の審議により受託予定者を決定します。
- (4) 提案事業者が1者の場合は、基準点(総合計点の60%)を満たしたとき、受託予定者とします。
- (5) 審査結果は、書面で通知します。

10 提案内容

各事業の仕様書(案)をもとに、次の提案内容について提案をしてください。なお、提案内容については選考後、生活保護・自立支援室と協議のうえ、仕様書に反映するものとし、各事業の中で実施していただきます。

(1) 事業内容について【70点】

ア 生活保護受給者就労支援事業について(25点)

これまで事業者が行った類似の事業を踏まえ、仕様で定める1,000人の対象者の支援実施にあたり、どのような課題があり、さらに向上をはかるためにはどのような工夫が考えられるか、就職率、3か月定着率について目標値を設定し、具体的取組について述べること

イ 生活困窮者就労支援事業について(15点)

これまで事業者が行った類似の事業における次のカテゴリーごとの実績も踏まえ、

支援の実施にあたり、どのような課題があり、さらに向上をはかるためにはどのような工夫が考えられるか、就職率、3か月定着率について目標値を設定し、具体的取組について述べること

【属性型就労困難者】

①高齢者 ②生活逼迫者 ③ひとり親 ④刑余者

【意欲不安定型就労困難者】

⑤障害の可能性のある者 ⑥長期無業者 ⑦短期離転職者

ウ 共通

(ア) 生活保護受給者及び生活困窮者を一体的に支援するにあたり、効果的な求人開拓について、求人開拓数も含めて提案すること

提案に併せて、事業者が川崎市から別途受託している事業がある場合、また、受託するに至った場合、取得求人の連携や、川崎市で実施している生活保護受給者・生活困窮者に対する就労支援のうち他事業への求人情報の連携・活用の可能性等について考えを述べること（15点）

(イ) 利用者受け入れの促進を図るため、複合的な課題を抱え、本事業に参加することが難しい対象者への意欲喚起プログラムを実施するなど、対象者の受け入れ促進に向けた取組・工夫について提案すること。（10点）

(ウ) 事業を一体的に実施することによって、効率的・効果的に実施できる点について提案すること（5点）

(2) 本事業の運営体制について【15点】

ア 適正配置されるよう職員を確保するとともに、人数、資格、経験、能力及び雇用形態等を示すこと。また、職員の知識・能力向上にあたり人材育成手法についても示すこと（10点）

イ 生活保護・自立支援室及び福祉事務所、だいJOBセンターとの連携体制を示すこと（5点）

(3) その他【15点】

ア 会社概要及び生活保護受給者・生活困窮者に対する就労支援の過去の実績（5年以内）を示すこと（5点）

イ 事業者のコンプライアンスの考え方や取組を示すとともに、安全管理について、危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、個人情報に関する管理手法、事故発生時の責任所在について示すこと。また、新型コロナウイルスの感染防止など、利用者及び従事者の安全を確保する対応について示すこと（5点）

ウ 受託事業の見積りを示すこと

その際には、本事業で雇用する者の人件費について示すとともに、執行体制とのバランスに考慮すること（5点）

1 1 提案内容の評価基準

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗ずるものとする。

1 2 応募手続き・提出締切日

- (1) 参加意向申出書等の提出（提出締切日：令和4年1月21日（金）正午）
本委託業務の受託を希望する者は、次の書類を作成のうえ、提出してください。
 - ア 参加意向申出書（別紙1）
 - イ 申立書（別紙2）
 - ウ 誓約書（別紙3）
- (2) 企画提案書等の提出（提出締切日：令和4年1月28日（金）正午）
本委託業務の受託を希望する者は、次の応募書類を作成のうえ、各正本1部（A4版、横書き、左綴じ）、副本10部（複写可）を提出してください。
 - ア 企画提案書（自由形式）
*企画提案書は、「10 提案内容」の順に沿った形で全て記載してください。
 - イ 概算見積書（自由形式）
*概算見積書は、事業ごとに提示してください。
 - ウ 定款または寄付行為等（自由形式）
 - エ 事業者の概要、およびパンフレット（自由形式）
 - オ 役員名簿（自由形式）
- (3) 留意事項
 - ア 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。
 - イ 応募者が次の事由のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効となります。
 - (ア) 「6 提案資格」を満たさないこととなったとき
 - (イ) 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたとき
 - (ウ) 参加意向申出書及び企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
 - (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ 提出書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
 - エ 応募に要する費用は提案者の負担とします。
 - オ 提出された企画提案書は、委託法人選考委員会後返却します。受託予定者に特定さ

れた場合は、契約時に必要となりますので、そのまま保管ください。

また、その他の提出書類については、理由のいかなる場合も返却しません。

カ 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙4）を提出してください。

キ 本事業の契約には契約書の作成を要します。

1.3 提出の期限、場所及び方法

提出締切日は「1.2 応募手続き・提出締切日」（1）および（2）のとおりとなります。期日に遅れないよう御注意ください。

なお、「1.5 提出場所・照会窓口」に定める生活保護・自立支援室執務室に直接提出してください。郵送での提出は認めません。

1.4 質問の受付

- （1）受付期間は「8 契約までのスケジュール」に定めるとおりとします。
- （2）質問方法は、質問書（別紙5）を「1.5 提出場所・照会窓口」に定める担当者にメールで行うものとします。
- （3）回答方法は、川崎市のホームページで行うものとします。

1.5 提出場所・照会窓口

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル13階

健康福祉局生活保護・自立支援室

電話 044-200-0309・044-200-0278

F A X 044-200-3929

E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp

担 当 小宮山・須田・肥田野・小林

1.6 その他

- （1）その他、本要項に定めのない事項については、川崎市と協議するものとします。
- （2）委託契約書及び契約に係る仕様書については、業者選定後、別途定めます。
- （3）受託予定者決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における本事業に係る予算の議決を要します。
- （4）事業報告などにより履行期間中の業務の実施状況が適正と認められる場合は、1年委託契約を更新できるものとし、更新回数は最大で2回までとします。